

平成 24 年 12 月 17 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋三丁目3番11号  
スタートスプロシード投資法人  
代表者名 執行役員 平出 和也  
(コード番号:8979)

資産運用会社名

スタートアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役 平出 和也  
問合せ先 管理部長 松田 繁  
TEL. 03-6202-0856

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

スタートスプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会におきまして、規約変更及び役員選任について、平成 25 年 1 月 18 日に開催される本投資法人の第 5 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約変更及び役員選任は、第 5 回投資主総会における各議案の承認可決をもつて効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容と理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

(1) 第6条関係

「租税特別措置法」(昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。)に規定される投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われるものとする要件を定める「租税特別措置法施行令」(昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。)の改正に伴い、所要の変更を行うものです。

(2) 第14条及び第15条関係

本投資法人の投資主総会において議決権を行使できる投資主を定めるための基準日についての記載の明確化、及び議決権行使の方法の明記を行うものです。

(3) その他

その他、必要な字句の修正、表現の変更、統一及び明確化その他の整理を行い、それに応じて各条項号の番号の変更を行うものです。

(規約変更の詳細につきましては、別紙「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任について

執行役員平出和也、監督役員野村茂樹及び監督役員松下素久は、平成 25 年 1 月 31 日をもって任期満了となりますので、平成 25 年 1 月 18 日に開催される本投資法人の第 5 回投資主総会に、執行役員 1 名(平出和也)及び監督役員 2 名(野村茂樹及び松下素久)の選任にかかる議案を提出するものです。

(役員選任の詳細につきましては、別紙「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)



### 3. 日程

平成 24 年 12 月 17 日 第 5 回投資主総会提出議案の役員会承認  
平成 24 年 12 月 25 日 第 5 回投資主総会招集ご通知発送(予定)  
平成 25 年 1 月 18 日 第 5 回投資主総会開催(予定)

以 上

### 【添付資料】

第 5 回投資主総会招集ご通知

※ 本資料の配布先:兜俱楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス:<http://www.sp-inv.co.jp>

平成24年12月25日

## 投資主各位

東京都中央区日本橋三丁目3番11号  
スタートプロシード投資法人  
執行役員 平出和也

## 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、スタートプロシード投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第5回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成25年1月17日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第13条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第13条（みなし賛成）

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
- 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- 日 時： 平成25年1月18日（金曜日）午前10時
- 場 所： 東京都中央区日本橋三丁目4番10号 スターツ八重洲中央ビル7階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

**3. 目的事項：**

**決議事項**

**第1号議案：** 規約一部変更の件

**第2号議案：** 執行役員1名選任の件

**第3号議案：** 監督役員2名選任の件

以上

---

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるスタートアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.sp-inv.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案：規約一部変更の件

#### 1. 議案の要領及び提案の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

##### ① 第6条関係

「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）に規定される投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われるものとする要件を定める「租税特別措置法施行令」（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、所要の変更を行うものです。

##### ② 第14条及び第15条関係

本投資法人の投資主総会において議決権を行使できる投資主を定めるための基準日についての記載の明確化、及び議決権行使の方法の明記を行うものです。

##### ③ その他

その他、必要な字句の修正、表現の変更、統一及び明確化その他の整理を行い、それに応じて各条項号の番号の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第6条 (国内における募集) 本投資法人は、 <u>その発行する投資口のうち、発行価額の総額の100分の50を超える割合を日本国内において募集するものとする。</u>	第6条 (国内における募集) 本投資法人の <u>投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</u>
第10条 (開催及び招集) 1. ~4. (記載省略) 5. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会において <u>予め定めた順序に従い</u> 執行役員の1名がこれを招集する。	第10条 (開催及び招集) 1. ~4. (現行のとおり) 5. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会において <u>あらかじめ定めた順序に従い</u> 執行役員の1名がこれを招集する。
第11条 (議長) 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会において <u>予め定めた順序に従い</u> 執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において <u>予め定めた順序に従い</u> 、監督役員の1名がこれにあたる。	第11条 (議長) 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会において <u>あらかじめ定めた順序に従い</u> 執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において <u>あらかじめ定めた順序に従い</u> 、監督役員の1名がこれにあたる。
第13条 (みなし賛成) (記載省略)	第14条 (みなし賛成) (現行のとおり)
第14条 (基準日) (新設)	第15条 (基準日) <u>1. 本投資法人は、直前の決算期（第33条において定義する。以下同じ。）の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。但し、決算期から3か月以内の日を投資主総会の日として開催する場合に限る。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利行使すべき投資主又は登録投資口質権者とするものとする。</p> <p>第15条（議決権の代理行使） (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権行使することができる。 2. 前項の場合には、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を本投資法人に提出することを要する。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により、あらかじめ公告する一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとする。</p> <p>第13条（議決権の行使）</p> <p>1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>2. <u>本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権行使することができる旨を定めることができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>3. <u>投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権行使することができる。この場合には、投資主総会毎にその代理権を証する書面を本投資法人に提出することを要する。</u></p>
<p>第16条（投資主総会議事録）</p> <p>1. 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>第16条（投資主総会議事録）</p> <p>1. 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（役員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役員会は、執行役員及び監督役員により構成される。</li> <li>2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が2名の場合は、役員会において<u>予め</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</li> <li>3. 役員会の招集通知は、<u>会日</u>の3日前までに各執行役員及び監督役員に発する。但し、<u>緊急のときはこれを短縮することができる。また、</u>執行役員及び監督役員全員の同意を得た場合、招集通知を省略することができる。</li> </ol> <p>第21条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。</p> <p>第28条（主要投資対象の特定資産）</p> <p>本投資法人は、第26条（資産運用の基本方針）に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p>	<p>第20条（役員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役員会は、<u>すべての</u>執行役員及び監督役員により構成される。</li> <li>2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が2名の場合は、役員会において<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</li> <li>3. 役員会の招集通知は、<u>役員会の日</u>の3日前までに各執行役員及び監督役員に発する。但し、執行役員及び監督役員全員の同意を得た場合、<u>招集期間を短縮又は招集通知を省略</u>することができる。</li> </ol> <p>第21条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。</p> <p>第28条（主要投資対象の特定資産）</p> <p>本投資法人は、第26条（資産運用の基本方針）に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。<u>なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして本条の規定を適用するものとする（以下、第29条及び第30条において同じ。）。</u></p>
(1)～(7) (記載省略)	(1)～(7) (現行のとおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（主要投資対象以外の特定資産） 本投資法人は、前条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) (記載省略)</p> <p>(5) <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）</u> 第2条第1項第1号に定める国債証券</p> <p>(6)～(14) (記載省略)</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本投資法人の資産の評価方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定める。</li> </ol> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 信託の受益権 信託財産中の不動産、不動産の賃借権及び地上権については、前号に従った評価を行い、匿名組合出資持分については、次号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が、上記第1号及び第2号に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額をもって評価する。</p> <p>(4) (記載省略)</p>	<p>第29条（主要投資対象以外の特定資産） 本投資法人は、前条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) <u>金商法第2条第1項第1号に定める国債証券</u></p> <p>(6)～(14) (現行のとおり)</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本投資法人の資産の評価方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定める。</li> </ol> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 信託の受益権 信託財産中の不動産、不動産の賃借権及び地上権については、前号に従った評価を行い、匿名組合出資持分については、次号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が、上記第1号及び第2号に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合には一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額をもって評価する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(5) デリバティブ取引に係る権利 a. 金融商品取引所の相場のあるもの (記載省略) b. 金融商品取引所の相場のないもの 市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られる場合には、その価額により評価する。また、公正な評価額を算定することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。 また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。	(5) デリバティブ取引に係る権利 a. 金融商品取引所の相場のあるもの (現行のとおり) b. 金融商品取引所の相場のないもの 市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られる場合には、その価額により評価する。また、公正な評価額を算定することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。
(6) (記載省略)	(6) (現行のとおり)
(7) その他 上記に定めのない資産については、投信法その他関係適用法令、社団法人投資信託協会の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って算出された価額により評価する。	(7) その他 上記に定めのない資産については、投信法その他関係適用法令、一般社団法人投資信託協会の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って算出された価額により評価する。
2. (記載省略)	2. (現行のとおり)
3. 資産評価の基準日は、原則として、 <u>第33条に定める決算期</u> とするが、上記第1項第4号 a. 及び第5号 a. に該当する資産については、毎月末とする。	3. 資産評価の基準日は決算期とするが、上記第1項第4号 a. 及び第5号 a. に該当する資産については、毎月末とする。
第35条（金銭の分配） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。	第35条（金銭の分配） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法第137条第1項及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。</p> <p>(2)～(4) (記載省略)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>第41条（借入金及び投資法人債） 1. 本投資法人は、資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、運用資産の取得資金、賃貸を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金の支払、運転資金<u>また</u>若しくは債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等を使途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行う。</p> <p>2. ~4. (記載省略)</p>	<p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法第137条第1項及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。</p> <p>(2)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。</p> <p>第41条（借入金及び投資法人債） 1. 本投資法人は、資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、運用資産の取得資金、賃貸を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金の支払、運転資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の返還、借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等を使途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行う。</p> <p>2. ~4. (現行のとおり)</p>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

### 1. 議案の要領及び提案の理由

執行役員平出和也は、平成25年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する平成25年2月1日より2年とします。

なお、本議案は、平成24年12月17日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

### 2. 執行役員候補者として次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

氏名 (生年月日)	略歴
平出 和也 (昭和38年11月25日)	<p>昭和63年 4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社</p> <p>平成11年11月 スターツ証券株式会社取締役就任</p> <p>平成13年11月 スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）取締役就任</p> <p>平成16年 6月 同社 代表取締役就任（現在に至る）</p> <p>平成17年 5月 本投資法人執行役員就任（現在に至る）</p>

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。平成16年12月20日付で、当時の「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ております。
- 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案：監督役員2名選任の件

#### 1. 議案の要領及び提案の理由

監督役員野村茂樹及び松下素久の両名は、平成25年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する平成25年2月1日より2年とします。

#### 2. 監督役員候補者として次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	のむらしげき 野村茂樹 (昭和28年6月10日)	昭和58年4月 弁護士登録 奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所） 入所（現在に至る） 平成3年3月 社会福祉法人全国盲ろう者協会理事（現在に至る） 平成17年5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る）
2	まつしたもとひさ 松下素久 (昭和23年3月24日)	昭和46年11月 アーサー・アンダーセン会計事務所入所 昭和55年1月 松下明公認会計士事務所入所 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和60年11月 松下公認会計士事務所開設 平成17年5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 平成19年3月 社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザーアクセス監事就任（現在に至る）

- 上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記監督役員候補者松下素久は、松下公認会計士事務所の代表者です。
- 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、両名とも特別の利害関係はありません。
- 上記監督役員候補者は、両名とも現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

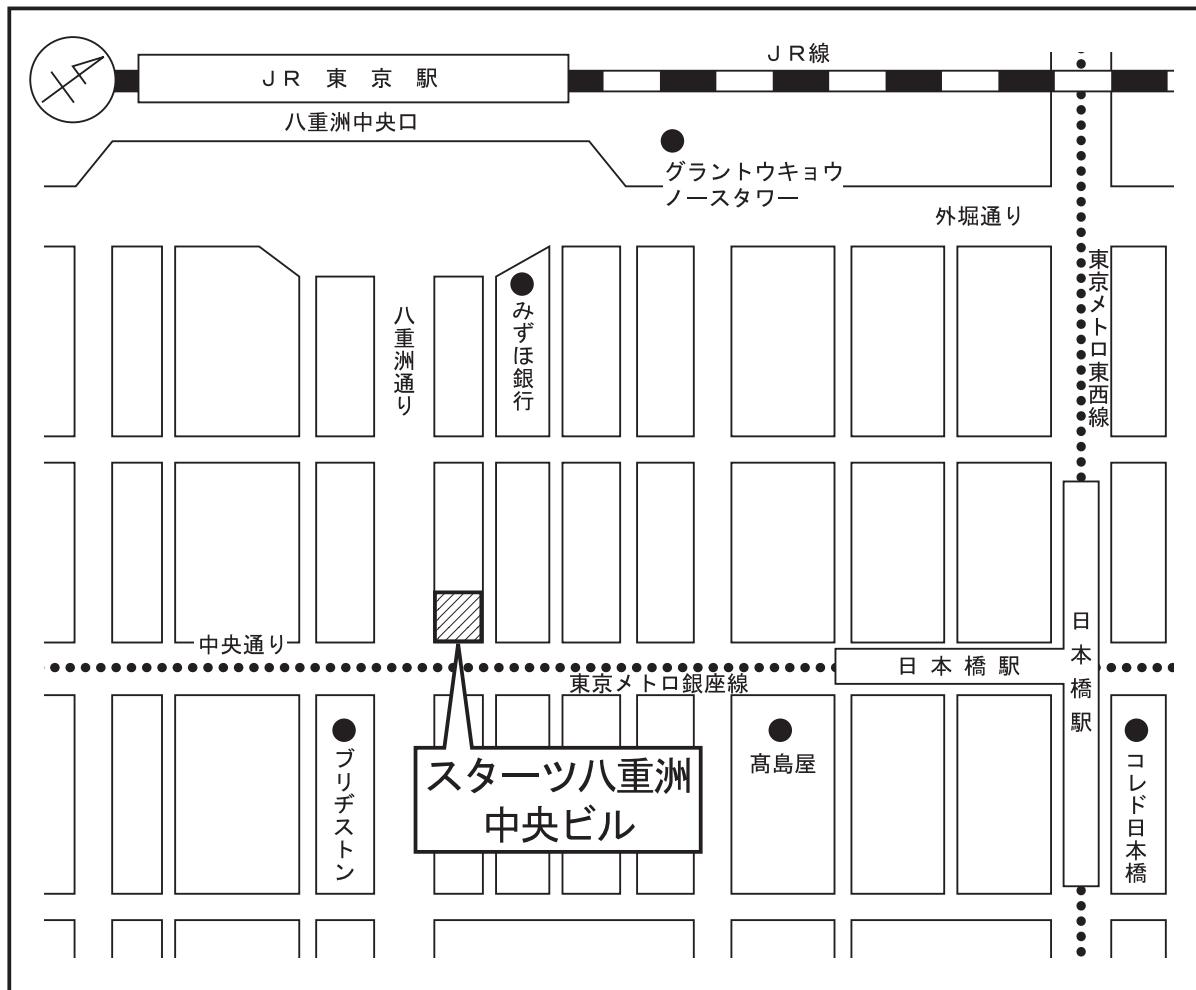
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第13条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上

## 投資主総会会場ご案内図

スタート八重洲中央ビル 7階  
東京都中央区日本橋三丁目4番10号 電話(03)6202-0856



- (交通)
- ・ 東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅（出口 B1）より徒歩3分
  - ・ JR東京駅 八重洲口より徒歩5分  
八重洲地下街23番出口より徒歩1分

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。